

訪問看護ステーションかんちゃん 運営規定

(前文)

株式会社 ten.ten が開設する指定訪問看護（指定予防訪問看護）ステーションの適正な運営を確保するために、厚生労働省令第 37 号「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」第 73 条及び厚生労働省令第 35 号「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防の為の効果的な支援の方法に関する基準」第 72 条（以下「基準」という。）に基づき、人員及び管理、運営に関する事項を定める。

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 株式会社 ten.ten（以下「事業者」という。）が設置する訪問看護ステーションかんちゃん（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、病気や障害をお持ちの方及び要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護サービスまたは指定介護予防訪問看護サービス（以下「訪問看護サービス」という）を提供することを目的とする。

(指定訪問看護事業の運営の方針)

第2条 事業所が実施する指定訪問看護事業は、利用者が疾患や障害を抱えても又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするため、利用者の病気や障害の程度を把握し、悪化の防止及び要介護状態の軽減に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(指定介護予防訪問看護事業の運営の方針)

第3条 指定介護予防訪問看護事業は、利用者が要支援状態となった場合においても可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするため、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

2 訪問看護サービス提供に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業の運営)

第4条 訪問看護サービスの提供は、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第2章 法人・事業所の名称及び所在地

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う法人・事業所の名称及び事業所番号、所在地は次のとおりとする。

法人 株式会社 ten.ten

事業所 訪問看護ステーションかんちゃん

事業所番号 4160490043 (佐賀県指定)

所在地 佐賀県多久市多久町 521 番地 1

第3章 従業員の職種、員数及び職務内容

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所における従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 看護師 1 名 (常勤看護師)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護サービスの提供に関し、従業員に遵守されるために必要な事項についての指揮命令を行う。また、「訪問看護計画」の内容について情報を共有し、必要が

あれば適宜見直しを行うなど適切な対応を行うことや、サービスの提供状況（訪問看護記録書）を報告させ把握するとともに、適切な指導を行うこととする。

2 看護職員 2 名以上

看護職員 2 名以上（常勤専従看護師 1 名以上）

看護職員は、主治医の指示による訪問看護計画に基づき訪問看護サービスに当たる。

第4章 営業日及び営業時間

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日までとする

営業時間 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分とする。

休業日 土・日、8 月 13 日から 8 月 15 日まで、12 月 31 日から 1 月 3 日までとする。

上記の営業日、営業時間の他、電話により 24 時間常時連絡可能な体制とし、利用者の状況や要請に基づき営業時間外での対応を行うことができることとする。

第5章 訪問看護サービスの提供方法

（訪問看護サービスの提供方法）

第8条 訪問看護サービスの提供方法は次のとおりとする。

看護職員は、医師が交付した指示書に基づき、利用者又はその家族の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な訪問看護サービスの内容等を記載した訪問看護計画を作成し、訪問看護サービスを提供する。

看護職員は、訪問看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることとする。

看護職員は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付することとする。看護職員は、それぞれの利用者について、訪問看護計画に従ったサービスの提供状況及び目標の達成状況の記録を行う。

第6章 訪問看護サービス内容及び利用料金

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護サービスの内容)

第9条 実施する指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりである。

- ① 病状、障害の観察
- ② 医療処置の実施及び指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・褥瘡処置・内服管理など）
- ③ 看護、介護技術の実施と相談（入浴・洗髪・清拭・爪切り・体位変換・食事介助・排泄介助等）
- ④ 栄養、食事療法に関する相談、指導
- ⑤ 精神障害者への看護
- ⑥ 認知症高齢者への看護
- ⑦ 介護用品の障害や工夫の仕方の実践
- ⑧ 生活環境の調整及び報告
- ⑨ かかりつけ医師への連絡調整及び報告
- ⑩ 行政機関や施設等利用及び社会保障制度に関する相談
- ⑪ 困りごと、悩みごとへの相談、助言
- ⑫ その他医師の指示による処置と介護に関する相談

(具体的取り扱い方針)

第10条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

- 2 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び次条に規定する訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図れる妥当適切に行う。
- 3 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- 4 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行う。
- 5 特殊な看護等については、これを行わない。

（訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成）

第11条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治医の医師の指示及び前条1項に規定する利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成し、主治の医師に提出する。

- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 看護師等は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を作成した際には、当該訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）を利用者に交付する。
- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等も記載した訪問看護報告書を作成する。
- 6 看護師等は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に基づくサービスの提供開始から、当該訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は当該訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行う。
- 7 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等も記載した訪問看護計画書（介護予防訪問看護報告書）を作成し、当該報告書の内容について、当該指定居宅支援事業所（指定介護予防支援事業所）に報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出する。
- 8 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業所の管理者は、訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護報告書）の作成に関し、必要な指導及び管理を行う。
- 9 看護師等は、第6項のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の変更を行い、変更後の当該計画書を主治の医師に提出する。
- 10 第1項から第4項、第6項から第8項までの規定は、前項に規定する訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書）の変更について準用する。

(受給資格等の確認)

- 第12条 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）提供を求められた場合、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定（要支援認定）などの有無及び要介護認定（要支援認定）の有効期間を確かめるものとする。
- 2 前項の被保険者証に介護保険法（以下「法」という。）第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するように努める。
 - 3 介護予防にあたっては、1項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されていた時は、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問看護を提供するように努める。

(要介護認定、要支援認定等の申請に係る援助)

- 第13条 指定訪問看護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。
 - 3 指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、要支援認定をうけていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
 - 4 介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認める時は、要支援認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」（平成11年度厚生省令第38号）第13条9号に規定されるサービス担当者会議をいう。以下同じ）等を通じて、利用者の心身の状況、それにおかれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第30条第9号に規定されるサービス担当者会議をいう。以下同じ）等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれる環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

（居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供）

第15条 居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供する。

- 2 介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及び二に規定する計画を含む。以下同じ）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問看護を提供する。

（居宅サービス計画等の変更の援助）

第16条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

- 2 利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

（訪問看護サービスの利用料金等）

第17条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割から3割を支払いうけるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。ま

た、健康保険での訪問看護を提供した場合の利用料の額は診療報酬によるものとする。

- 2 医療保険適用に該当する利用者に限り、事業地域以外の訪問看護サービスに要した自動車の交通費は、1 k m 5 0 円とし実際の片道距離に応じて徴収する。
- 3 前項2のほか、利用に応じて各種料金を徴収する。処置等に要する費用で利用者が負担することが適当であるものにかかる実費など（詳細は運営規定別紙1「訪問看護利用料一覧」に記載する。）
- 4 前項3に関して厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更するものとする。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までに利用者に説明するものとする。
- 5 訪問看護サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対して当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明した上で、同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

第7章 通常の実業の実施地域

（通常の実業の実施地域）

第18条 通常の実業の実施地域は、多久市、小城市、佐賀市、唐津市、武雄市、伊万里市、杵島郡（白石町・大町町・江北町）とする。

第8章 衛生管理

（衛生管理等）

第19条 事業者は従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

第9章 緊急時等における対応方法

(緊急時における対応方法)

第20条 従業者は、訪問看護サービスの提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、主治医に連絡を行わなければならない。また、速やかに当該利用者の家族及び担当の介護支援専門員に連絡をして必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。詳細は別規定の「医療安全管理マニュアル」を参照とする。

第10章 苦情処理

(苦情処理)

第21条 事業者は提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講ずるものとする。詳細は別規定の「苦情解決対応マニュアル」を参照とする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、提供した訪問看護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書でその他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、照会に応じ利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村の求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。
- 5 事業者は提供した訪問看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業者は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第11章 その他の運営に関する重要事項

(その他の運営に関する重要事項)

第22条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修及び採用後1カ月以内
 - ② 施設内研修 年4回以上 施設外研修 適宜
- 2 事業者は従業員に、その同居の家族である利用者に対する訪問看護サービスの提供をさせないものとする。

(個人の守秘義務)

第23条 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する業務を負う。

- 2 事業者は従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第24条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止のための次の措置を講ずるものとする。

- ① 当該指定訪問看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - ② 当該指定訪問看護事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 当該指定訪問看護事業所において、看護師等に対し、虐待の防止のための研修会を定期的実施する。
 - ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業者の従業員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第25条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は保険者、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際しとった処置を記録する。
 - 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護（指定介護予防訪問看護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(感染症対策に関する事項)

- 第26条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、つぎの措置を講ずるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員周知徹底を図ること。
 - 3 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 4 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(地域との連携等)

- 第27条 当事業所は、事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者に対して指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行うよう努めるものとする。

(ハラスメント防止・対策)

- 第28条 当事業所は、ハラスメント防止・対策のための対応を、以下のとおりとする。
- 1 職場において行われるハラスメントにより、訪問看護等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要な措置を講じる。
 - 2 カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
 - 3 職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、研修会等を通し、従業員に周知・啓発する。
 - 4 相談対応のための担当者や窓口を定め、従業員に周知する。

(業務継続計画の策定等)

第29条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知することともに、必要な研修及び訓練を実施するものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(記録の整備)

第30条 事業者は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
 - ① 主治医の訪問看護指示書
 - ② 訪問看護計画書（写し）
 - ③ 訪問看護報告書（写し）
 - ④ 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - ⑤ 市町村への通知に係る記録
 - ⑥ 苦情内容の記録
 - ⑦ 事故の発生状況及び事故に際してとった処置の記録

(その他)

第31条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は「基準」に基づき、訪問看護ステーションかんちゃんが定めるものとする。

- 2 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であっても業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じものとする。

第12章 附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は、令和8年4月1日に改定する。